ROTARY CLUB OF HACHINOHE SOUTH

八戸南ロータリークラブ

Rotary

SERVICE Above Self

八戸南ロータリークラブ定款

八戸南ロータリークラブ細則

八戸南ロータリークラブ定款

条	題目	頁
1	定義	1
2	名称	1
3	クラブの目的	1
4	クラブの所在地域	1
5	目的	1
6	五大奉仕部門	2
7	会合	2
8	会員身分	3
9	クラブの会員構成	4
10	出席	4
11	理事および役員および委員会	5
12	会費	6
13	会員身分の存続	7
14	地域社会、国家、および国際問題	9
15	ロータリーの雑誌	9
16	ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守	9
17	仲裁および調停	10
18	細則	10
19	改正	10

八戸南ロータリークラブ定款

第１条　定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味を持つものとする。

１．理事会：本クラブの理事会
２．細則：本クラブの細則
３．理事：本クラブの理事
４．会員：名誉会員以外の本クラブ会員
５．ＲＩ：国際ロータリー
６．衛星クラブ（該当する場合）:潜在的クラブ。その会員は本クラブの会員でもある。
７．書面：文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
８．年度：７月１日に始まる 12 ヵ月間

第２条　名称

本会の名称は、八戸南ロータリークラブとする。（国際ロータリー加盟会員）

第３条　クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

(a)　「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
(b)　五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
(c)　会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
(d)　ロータリー財団を支援すること
(e)　クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

（※訳注:「第３条　クラブの目的」の原文は「Article 3 Purposes」ですが、既存の第５条「目的」［Object］と区別するため、上記の訳では「クラブの」が補足されています。）

第４条　クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りとする。

八戸市のうち

北部の境界（八戸 RC との境）新荒町交差点より国道 340 号線柏崎一丁目（塩町）より県道八戸港線にて小中野一丁目（森の奥）交差点で八戸 RC と接するその南部。

東部の境界（八戸東 RC との境）県道八戸港線小中野一丁目（森の奥）交差点より東、玄中寺下線を南下し、348 号線街路に至り西進、国道 45 号線バイパスとの交差点より新井田大橋に至る。45 号線バイパスとの交差点より新井田川に達し、同地点より同川及び松館川をさか上り階上町境界に達する線で八戸東 RC と接するその西部。

西部の境界（八戸北 RC との境）新荒町交差点から大杉平を経て鴨平に至る国道 340 号線を通る八戸北 RC と接するその東部。

第５条　目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

第１　知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

第２　職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
第３　ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
第４　奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第６条　五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

１．奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
２．奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
３．奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
４．奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
５．奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第７条　会合

第１節–例会。

(a)　日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
(b)　会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
(c)　会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
(d)　取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
　(1)　祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
　(2)　会員の葬儀の場合
　(3)　全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または

⑷　地域社会での武力紛争がある場合

理事会は、ここに列記されていない理由であっても、１年に４回まで例会を取りやめることができるが、３回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。

(e)　例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に２回、例会を行わなければならない。

第２節–年次総会。

役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年 12 月 31 日までに開催されるものとする。

第３節–理事会の会合。

理事会のすべての会合後 60 日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第８条　会員身分

第１節–全般的資格条件。

本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および / または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および / または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第２節–種類。

本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の２種類とする。本条第７節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員として RI に報告される。

第３節–正会員。

RI 定款第５条第２節の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第４節–衛星クラブの会員。

本クラブの衛星クラブの会員は本クラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとして RI から加盟が認められるまで続く。

第５節–二重会員の禁止。

いかなる会員も、同時に、

(a)　本クラブと、本クラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または

(b)　本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第６節–名誉会員。

本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

(a)　会費の納入を免除される

(b)　投票権を持たない

(c)　クラブのいかなる役職にも就かない

(d)　職業分類を保持しない、および

(e)　本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第７節–例外。

細則には、第８条第２節および第４～６節に従わない規定を含めることができる。

第９条　クラブの会員構成

第１節–一般規定。

各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第２節–多様なクラブ会員基盤。

本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第 10 条　出席

第１節–一般規定。

各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

(a) その例会時間の少なくとも 60 パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する

(b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する

(c) クラブのウェブサイトに例会が掲載されてから 1 週間以内に例会のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または

(d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメークアップする：

(1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも 60 パーセントに出席すること。

(2) 他クラブまたは他クラブの衛生クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。

(3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。

(4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。

(5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。

(6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または

(7) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI 理事会または RI 会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI 委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの 指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第２節–遠方での勤務中の長期の欠席。

会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第３節–その他のロータリー活動による欠席。

欠席のメークアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

(a) 本条第１節(d)の(7)に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。

(b) 役員または RI 委員会の委員、TRF 管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。

(c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。

(d) RI に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。

(e) メークアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、または TRF の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または

(f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第４節–RI 役員の欠席。

会員が現役の RI 役員または現役の RI 役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第５節–出席規定の免除。

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 ヵ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の 12 ヵ月を超えて延長することができる。

(b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第６節–出席の記録。

本条第５節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第４節または第５節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第７節–例外。

細則は第 10 条に従わない規定を含めることができる。

第 11 条　理事および役員および委員会

第１節–管理主体。

本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第２節–権限。

理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第３節–理事会による最終決定。

クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対

して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第13条第６節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の３分の２の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも５日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定となる。

第４節–役員。

クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、１名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会のメンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第５節–役員の選挙。

(a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の７月１日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。

(b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18ヵ月以上２年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の７月１日に、会長エレクトになる。会長は、７月１日に就任し、１年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長１年間延長される。

(c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが１年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも１年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトは、クラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第６節–委員会。

本クラブは次の委員会を有すべきである。

(a)クラブ管理運営
(b)会員増強
(c)公共イメージ
(d)ロータリー財団、および
(e)奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第12条　会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第 13 条　会員身分の存続

第 1 節–期間。

会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第 2 節–自動的終結。

(a) 例外。会員が会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転するが、引き続きクラブ会員すべての条件を満たしている場合、理事会は

(1) 会員が本クラブに留まることを許可する。または

(2) 新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうために 1 年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。

(b) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。

(c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第 3 節–終結–会費不払。

(a) 手続。期日後 30 日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後 10 日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。

(b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第 4 節–終結–欠席。

(a) 出席率。会員は、

(1) メークアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも 50 パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも 12 時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および

(2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも 30 パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない（RI 理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする）。

規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。

(b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第 10 条第 4 節もしくは第 5 節に従う場合を除き、連続 4 回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

(c) 例外。細則は、第 13 条第 4 節に従わない規定を含めることができる。

第５節–終結–その他の理由。

(a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の３分の２以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第８条の第１節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。

(b) 通知。理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも 10 日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第６節–会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

(a) 通知。幹事は、理事会決定後７日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続きは第 17 条に規定されている。

(b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから 21 日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも５日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

第７節–理事会による最終決定。

もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第８節–退会。

会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行い、理事会が受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第９節–資産関与権の喪失。

いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第 10 節–一時保留。

本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

(a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、

(b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、

(c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取られるべきである場合、および

(d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保

留とし、当該会員が例会やそのほかのクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、

理事会は、その３分の２以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大 90 日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第６節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第 14 条　地域社会、国家、および国際問題

第１節–適切な主題。

地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第２節–支持の禁止。

本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第３節–政治的主題の禁止。

(a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。

(b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配付しないものとする。

第４節–ロータリーの発祥を記念して。

ロータリーの創立記念日、２月 23 日の週は、世界理解と平和週間である。この１週間、本クラブはロータリーの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第 15 条　ロータリーの雑誌

第１節–購読義務。

本クラブが RI 理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第２節–購読料。

購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RI または RI 理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第 16 条　ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これら

の条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第 17 条　仲裁および調停

第 1 節–意見の相反。

現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第 2 節–調停または仲裁の期限。

要請を受理してから 21 日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第 3 節–調停。

調停の手続きは、

(a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または

(b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または

(c) RI 理事会もしくは TRF 管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。

ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。

(a) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を 1 部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。

(b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第 1 節に定める仲裁に訴えることができる。

第 4 節–仲裁。

仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ 1 名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は 1 名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第 5 節–仲裁人または裁定人の決定。

仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第 18 条　細則

本クラブは、RI 定款・細則、RI によって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第 19 条　改正

第１節–改正の方法。

本条第２節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第２節–第２条と第４条の改正。

第２条（名称）および第４条（クラブの所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低３分の２の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも 21 日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI 理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関して RI 理事会に意見を提供することができる。

八戸南ロータリークラブ細則

条	題目	頁
1	定義	1
2	理事会	1
3	理事および役員の選挙と任期	1
4	役員の任務	2
5	会合	2
6	会費	3
7	採決の方法	3
8	五大奉仕部門	3
9	委員会	3
10	委員会の任務	4
11	財務	6
12	会員選挙の方法	7
13	決議	8
14	改正	8

八戸南ロータリークラブ細則

第１条　定義

１．理事会：本クラブの理事会
２．理事：本クラブの理事
３．会員：名誉会員以外の本クラブ会員
４．定足数：投票時に出席していなければならない会員の最低人数。
　　クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の３分の１、
　　クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
５．RI：国際ロータリー
６．年度：７月１日に始まる 12 ヵ月間

第２条　理事会

本クラブの管理主体は本クラブの理事 16 名より成る理事会とする。すなわち、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、会場監督、出席・親睦活動委員会委員長、コミュニケーション委員会委員長、会員増強委員会委員長、職業奉仕委員会委員長、社会奉仕委員会委員長、国際奉仕委員会委員長、青少年奉仕委員会委員長、ロータリー財団委員会委員長、規定審議・戦略計画委員会委員長である。副幹事、副会計と副会場監督はオブザーバーとして出席する事ができる。

第３条　理事および役員の選挙と任期

第１節

(a) 次年度理事会メンバーを選挙すべき会合の１ヵ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、次々年度会長と、次年度の副会長、幹事、副幹事、会計、副会計、会場監督、副会場監督、更に出席･親睦活動委員会委員長、コミュニケーション委員会委員長、会員増強委員会委員長、職業奉仕委員会委員長、社会奉仕委員会委員長、国際奉仕委員会委員長、青少年奉仕委員会委員長、ロータリー財団委員会委員長、規定審議・戦略計画委員会委員長の９名の理事を指名することを求めなければならない。その指名はクラブの決定するところに従った指名委員会によって行う。適法に行なわれた指名は、各役職ごとに年次総会において出席者の過半数の賛同を得たものを当選とする。前記によって選挙された会長候補は、会長ノミニーとなるものとする。会長ノミニーは、その選挙後の次の７月１日に会長エレクトに就任するものとし、年度を通じて役員を務めるものとする。会長エレクトは、その年度の直後の７月１日に、会長に就任するものとする。

(b) 指名委員会は会長、会長エレクトを含む７名の委員によって構成する。会長および会長エレクト以外の委員は例会出席者の選挙によって選任する。

第２節

役員または理事会メンバーが辞任した場合、残りの理事会メンバーによって後任者が任命されるものとする。

第３節

役員エレクトまたは理事エレクトが辞任した場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命されるものとする。

第４節
理事および役員の任期は１年間とする。
第４条　役員の任務
第１節–会長。
本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。
第２節–直前会長。
理事会のメンバーとしての任務、およびその他会長または理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって直前会長の任務とする。また、会長、副会長共に不在の場合は本クラブの会合と理事会の会合において議長を務めるものとする。
第３節–会長エレクト。
会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。また、会長就任に向けて準備する。
第４節–副会長。
会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。
第５節–理事。
理事の任務は、クラブの会合と理事会の会合に出席すること、ならびに理事会メンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって理事の任務とする。
第６節–幹事。
会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した７月１日または１月１日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年１月１日および７月１日現在の半期会員報告、会員変更報告、毎月の最終例会の後 15 日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む。諸種の義務報告を RI に対して行い、RI 公式雑誌の購読料を徴収してこれを RI に送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって、幹事の任務とする。
第７節–会計。
すべての資金を管理保管し、毎年１回年次財務報告を行う。その他理事会の要求あるごとに資金の管理保管状況の説明を行い、通常その職に付随する任務を行うことをもって、会計の任務とする。その職を去るにあたって会計は、その保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブの財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。
第８節–会場監督。
会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。また、秩序正しく品位あり、しかも能率的なロータリークラブの会合を維持するよう会場の設営などに努力し、クラブの訪問者や来賓にもよい印象を与えるように努めるものとする。

第５条　会合
第１節–年次総会。
本クラブの年次総会は毎年 12 月第１例会日に開催されるものとする。そしてこの年

次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

第２節–例会。

(a) 本クラブの例会は、原則として毎週木曜日 12 時 30 分に開催するものとする。ただし開催場所、開催日、開催時間について予め定められた年間スケジュールに従って開催する。

(b) 本クラブの例会の変更は、定款第７条第１節(c)、および例会の取消しは、定款第７条第１節(d)の規定によるものとする。

(c) 例会に関するあらゆる変更または例会のクラブの取消しは、会員全員に然るべく通知されなければならない。

(d) 本クラブは、標準ロータリークラブ定款第 13 条第４節の規定にかかわらず、欠席による会員身分の終結はないものとする。

(e) 本クラブは、標準ロータリークラブ定款第 10 条第５節出席免除規定(b)の規定中「20 年のロータリアン歴」とあるのを、「10 年のロータリアン歴」と読み替えるものとする。

第３節

定例理事会は原則として毎月１回例会日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー２名の要求あるとき、会長によって招集されるものとする。ただしその場合然るべき予告が行われなければならない。

第６条　会費

第１節

本クラブの年会費は 20 万円とし、半年ごとの各支払額のうちの一部は、RI 人頭分担金、地区人頭賦課金、各会員の RI 公式雑誌の購読料に充当するという了解の下に、毎年２回７月１日および１月１日に分割納入しなければならない。

第２節

中途入会者は年会費を月割とする。

第７条　採決の方法

本クラブの議事は、投票による役員および理事の選挙を除き、適宜定める方法によって採決する。理事会は、特定の決議を投票で採決するよう決定することができる。

第８条　五大奉仕部門

五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕である。本クラブは、五大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第９条　委員会

第１節

クラブの各委員会は、五大奉仕部門に基づいたクラブの年次目標と長期目標を達成する責任を持つ。会長エレクト、会長および直前会長は、指導の継続と計画の引継ぎを確約するために、協力すべきである。一貫性を保持するため、実行可能であれば、委員会委員は同じ委員会に３年間留任されるべきである。会長エレクトは任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は委員会委員としての経験者を任命することが推奨される。本ク

ラブの委員会は次の通りである。

●クラブ管理運営部門（第一奉仕部門）

・出席・親睦活動委員会

・コミュニケーション委員会
（会報・公共イメージ・雑誌・IT を含む）

・会員増強委員会
（会員増強・職業分類・会員選考・R 情報・退会防止を含む）

●奉仕プロジェクト部門（第二〜第五奉仕部門）

・職業奉仕委員会

・社会奉仕委員会
（環境保全を含む）

・国際奉仕委員会
（米山記念奨学会、国際平和資金、姉妹クラブを含む）

・青少年奉仕委員会
（IA・青少年交換を含む）

・ロータリー財団委員会

第２節

本クラブは特別委員会として、規定審議・戦略計画委員会を設ける。委員は、会長経験会員とし、委員長は本クラブの理事となるものとする。

委員会の任務

⑴本委員会は会長や理事会の諮問機関として、クラブ定款・細則その他の規定に関する事項の審議を行う。

⑵本クラブの奉仕活動が活発に、そして進化発展するための計画を立案する。

第３節

会長は、すべての委員会の職権上の委員となるものとし、その資格において委員に付随するあらゆる特権をもつものとする。

第４節

各委員会は本細則によって付託された職務およびこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

第５節

それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任をもち、委員会の仕事を監督、調整する任務をもち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

第 10 条　委員会の任務

第１節–クラブ管理運営部門（第一奉仕部門）。

ⓐ　出席・親睦活動委員会。

この委員会は、

⑴出席に関して、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること――これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる――を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去すること

に努めるものとする。

⑵親睦活動に関して、会員間の好意と友情を深め、用意されたロータリーのレクリェーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。また、会員間の親睦を図るためニコニコボックスの発表を行ない、ロータリー家族へのプログラム参加を促す。

(b) コミュニケーション委員会。

この委員会は、

⑴会報に関して、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリープログラムに関するニュースを伝えるべく、努めなければならない。

⑵公共イメージに関して、広く一般世間に、ロータリー、その歴史、目的および規模に関する情報を提供し、そして本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。また、奉仕プロジェクト部門の奉仕活動の公共イメージを促進する計画を立て、実施する。

⑶雑誌に関して、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他のあらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

⑷ IT に関して、クラブのホームページを作成し、そこに会報を掲載する。RI、My Rotary や地区のホームページから所属会員へ情報提供を行い会員同士のネット上での情報交換に活用する。

(c) 会員増強委員会。

この委員会は、

⑴会員増強に関して、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。

⑵職業分類に関して、毎年できるだけ早く、遅くとも 8 月 31 日以前にその地域社会の職業分類の調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

⑶会員選考に関して、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を書面をもって、幹事を通じて理事会に報告しなければならない。

⑷ロータリー情報・退会防止に関して、会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、目的、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の 1 年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。既存会員にも適時、最新のロータリー情報を提供する。

第２節–奉仕プロジェクト部門（第二〜第五奉仕部門）。

(a)　職業奉仕委員会。

この委員会は、本クラブの会員が、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。

(b)　社会奉仕委員会。

この委員会は、本クラブの会員が、クラブの所在地域または行政区域内に住む人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら行うさまざまな取り組みから成るものである。また、この委員会は、環境問題の解決にあたり、地域社会の環境破壊の防止に努める。

(c)　国際奉仕委員会。

この委員会は、本クラブの会員が、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や習慣、功績、願い、問題に対する認識を培い、国際理解、親善、平和を推進するために行う活動から成るものである。

(1)ロータリー米山記念奨学会に関して、日本のロータリー創始者である米山梅吉氏の業績を記念して世界各国からの在日留学生に奨学金を供与する制度に対して理解と協力を深めるように努め、奨学会への募金を奨励することである。

(2)国際平和資金に関して、当地区の奉仕活動——国際奉仕部門（水対策他）、青少年奉仕部門（アクトの翼補助他）、災害支援等——の為に募金を奨励することである。

(3)姉妹クラブに関して、RI 第 3630 地区韓国南浦項ロータリークラブとの姉妹クラブとして密接な親睦を向上せしめ、併せて日韓両国の国際親善に寄与するためにある。

(d)　青少年奉仕委員会。

この委員会は、本クラブの会員が、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

(1)インターアクトに関して、特に本クラブ提唱のインターアクトクラブの発展を図る。また、共同の奉仕活動を行う。

(2)青少年交換に関して、わが国以外の地区ならびに、ロータリーとの間において学生の交換を実施し、相互理解と国際親善の増進に寄与することに努める。随時交換学生のカウンセラーを任命することができる。

(e)　ロータリー財団委員会。

この委員会は、国際ロータリーのロータリー財団に関する情報を広めかつこれに対する支援を促進すること、および諸種の財団プログラムに対するクラブレベルでの協力を奨励することである。

第 11 条　財務

第１節

各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は２つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第２節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は２つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

第３節

すべての勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われるものとする。ただし、これは他の２名の役員または理事が承認した場合のみとする。

第４節

すべての財務処理は、毎年１回有資格者によって全面的な監査が行われるものとする。

第５節

本クラブの年次財務報告を本クラブ会員に配布するものとする。

第６節

本クラブの会計年度は７月１日より６月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを７月１日より12月31日に至る期間および１月１日より６月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金とRI公式雑誌購読料の支払は、毎年７月１日および１月１日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第12条　会員選挙の方法

第１節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、担当委員会の決定を書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。

第２節

理事会は、その被推薦者が標準ロータリークラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第３節

理事会は、推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

第４節

理事会が入会を承認した場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員推薦書式に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第５節

被推薦者についての発表後７日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節

このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報をRIに報告し、会長は、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を1名指名し、同新会員をクラブの委員会に配属する。

第7節

クラブは、標準ロータリークラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第13条　決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第14条　改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも21日前に各会員に書面による通知がなされていなければならない。標準ロータリークラブ定款およびRI定款、RI細則、ロータリー章典と矛盾する改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

八戸南ロータリークラブ委員会構成表

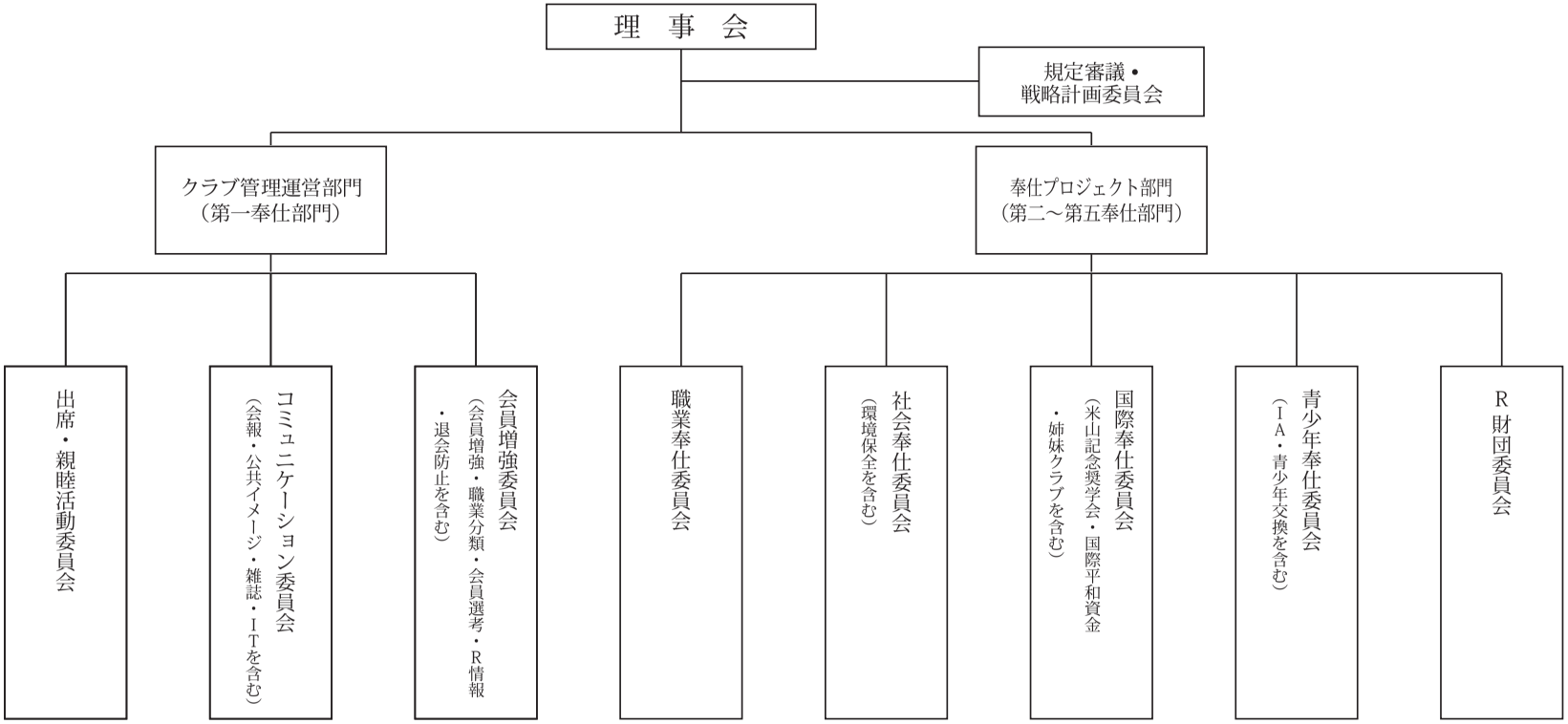

クラブの沿革と所在地域

○創　立　総　会　　（1975）昭和 50 年 4 月 19 日　八戸パークホテル
（設立時の地区ガバナー　　青森東　小山内績
特別代表　八戸　楢山弥太郎）

加　盟　承　認　　昭和 50 年 6 月 17 日

スポンサークラブ　八戸・八戸東・八戸北

所　在　地　域

八戸市のうち

北部の境界（八戸 RC との境）

新荒町交差点より国道 340 号線柏崎一丁目（塩町）より県道八戸港線にて小中野一丁目（森の奥）交差点で八戸 RC と接するその南部。

東部の境界（八戸東 RC との境）

県道八戸港線小中野一丁目（森の奥）交差点より東、玄中寺下線を南下し、348 号線街路に至り西進、国道 45 号線バイパスとの交差点より新井田大橋に至る。45 号線バイパスとの交差点より新井田川に達し、同地点より同川及び松館川をさか上り階上町境界に達する線で八戸東 RC と接するその西部。

西部の境界（八戸北 RC との境）

新荒町交差点から大杉平を経て鴨平に至る国道 340 号線を通る八戸北 RC と接するその東部。

例　　会　　日　　木曜日　　12 時 30 分

例　　会　　場　　八戸パークホテル
吹上一丁目 15-90　☎ 43-1111
FAX　43-0264

取　引　銀　行　　青い森信用金庫本店
八戸南ロータリークラブ　口座　普　0953955

所　　在　　地　　八戸市吹上一丁目 15-90
（八戸パークホテル内）

八戸南ロータリークラブ
慶弔見舞金に関する内規

第一項　　慶　祝

○会員が国家的表彰を受けた場合

１０，０００円、祝花

○会員の親族（一親等）の受賞の場合

１０，０００円

○会員の結婚の場合

１０，０００円

○当年６月末日までに満 80 歳及び 90 歳に達した会員に
例会に於いて記念品を贈呈する。

第二項　　弔慰金

○会員及び退会した元会長経験者死亡の場合

１０，０００円、供花一基、死亡広告

○会員配偶者死亡の場合

１０，０００円、供花一基

○会員親族（一親等）死亡の場合

１０，０００円

第三項　　見舞金

○病気見舞金（一週間以上の入院）

１０，０００円

○災害見舞金（居宅，事業所が被害にあった場合）

１０，０００円

第四項　　運　用

この規定に定めるものの外、運用に関し会長が必要と認める場合は、その都度、理事会にはかり決定する。

八戸南ロータリークラブ定款・細則
発行日　2020年3月26日
発行者　八戸南ロータリークラブ
会　　長　　吉　田　賢　治
編　集　規定審議・クラブ戦略委員会
委員長　　長　嶺　康　廣
副委員長　　熊　谷　道　雄
委　　員　　黒　田　正　宏
石　橋　一　男
小　原　隆　平
三　川　　博
伊　藤　　斉
印刷所　中外印刷株式会社